

事務所情報〒101-0054

東京都千代田区神田錦町2-1-5マストライフ神田錦町2階 204

TEL : 03-3525-8010 FAX : 03-3525-8089

HP : <https://www.dream-lawyer.com/>

リーダーに求められるもの ～「のぼう」と呼ばれた城主成田長親～



代表弁護士 松江 仁美

所属：東京弁護士会

出身大学：中央大学法学部

「のぼうの城」という作品をお読みになった方はおられるだろうか。野村萬斎主演で映画化されたこともあるので、ご記憶の方もおありだと思うが、豊臣秀吉の小田原攻めの際、総崩れになる北条方の支城の中で、ただ一つ落ちなかった忍城とその城主成田長親の物語です。そもそも「のぼう」とは「でくのぼう」の略です。城主長親、一言で言えばバカ殿だったということです。

ベストセラーになっただけあり、実に面白い物語です。この長親、バカ殿故に、常識では考えられない行動をとり、周囲を慌てさせます。そして、バカ殿故に、家臣や、領民たちが放っておかず、仕方なく、助けてやろうと団結して立ち上がることとなります。結果、この城だけが、豊臣の大群にただ一城、最後まで抵抗しぬくというわけです。史実に基づいた話だそうです。

以前、私は、WEBサイトの記事を作る際に、ライターさんから、リーダーに求められる能力はなんですか、と聞かれたことがあるのですが、その時、この「のぼうの城」の話が頭をよぎり、たった一言「バカだということではないでしょうか」とお答えしたため、ライターさんがのけぞってしまったことがあります。しかし、冗談抜きで、実はこれは正論であると私は思っているのです。

そもそも、上に立つ者が下手に賢かったりエリートだったりすると、下にいる者にとってははろくなことはありません。エリート故に、自分の能力と同じ尺度で人を計って下を動かそうとして、部下には「俺たちにそんなこと、できるもんか」と、そっぽを向かれることとなります。また、リーダーがどんなに理想を振りかざして音頭をとっても、「あんたのようなエリートに、俺たち凡人の気持ちはわかるまい」と反目されて、これまた結局誰もついてこなかったりすることになりかねないのです。簡単に、「笛吹けど踊らず」という事態を引き起こしてしまう、ということです。

逆に言えば、リーダーに本当に求められる素質は、組織が動かざるを得ない、という思いに人を駆り立たせること、みんなが力を貸して何とかしてやらないと、この城は、この国は、この会社は、潰れてしまう、という危機感を組織に属する者たち全員が共有せざるを得ない、「放っておけない」と思わせる資質ではないかと思うのです。

長親、バカ殿ではありましたが、そういう意味では決してバカではなかったわけです。なりたくてなったわけではない城主の座であり、自らが城主になど向かないことは長親自身が、よくわかっているわけです。それでも、城主として、

誰よりも領民を愛し、そのために命をかけることはいとわなないのです。そして、何よりも誇り高い。

だけど、武芸のたしなみなど皆無、何をやっても腰抜け。榮倉奈々演じる烈女甲斐姫に殺されかねないほど愛されますが、本人は逃げ回ってばかり。佐藤浩市演じる家老には、どつかれながら、軍議はおろか、逆にいろいろ命令されたりもしているわけです。なんとも頼りないが、そうであるが故に、彼を案じた家臣領民の団結は凄まじく、豊臣の大軍も手が出ない。

私も、昨年事務所を移転するときに、全くの思いつきで「フリーアドレスを採用しよう!」と叫び、マネージャー、スタッフ一同を大いにあきさせましたが、私の決意が固いと知るや、スタッフ一同、ブツブツ文句は言いながらも、デザイン、部材、環境整備、利用ルールにいたるまで、実に微に入り細に入り検討に検討を重ね、最高のフリーアドレスを構築してくれました。私が一度言い出したら聞かないこと、思いつきでアドバレンスは打ち上げるけれど、細かいことは苦手で、「適当に作っておいて、よろしくねー」となっちゃうことを皆よく知っているわけです。そういうわけで、当事務所は団結が強いのです。よく言うよ、と皆のあきれる声が聞こえてきそうですな、...



(小学館文庫 「のぼうの城」表紙より)

従業員は会社にとって大切ですが、問題のある従業員を雇ってしまった場合、会社にとっては非常に頭の痛い問題となり、対応にとっても苦労することがあります。

雇った後に従業員に問題があると判明した場合、解雇すればよいと思われそうですが、解雇は簡単に認められるものではありません。

そのため、問題のある従業員を解雇しても、解雇が無効であるとして雇用契約上の地位の確認を求める訴えの提起をされることがあります。

判決で解雇が無効と判断されると、雇用契約上の地位が確認される結果となり、当該従業員の職場復帰及び解雇以降に就労できなかった期間についての賃金や社会保険料の支払い、税金関係の対応が必要となることがあります。また、従業員が職場復帰ではなく離職を前提とした金銭解決を図ったとしても、会社には相当な金銭的負担があります。働いていない従業員に金銭を支払わなくてはならないうえに、裁判費用も弁護士費用もかかることになり、さらには会社の評判を落とす可能性もあります。

また、裁判にまでならず従業員を辞めさせる場合にも、大抵は金銭的な解決を求められることとなります。結局、問題のある従業員をひとたび雇ってしまえば、雇い続けるのも、辞めさせるのも、コストがかかるのです。さらに、当該従

業員に巻き込まれて、他の能力のある真面目な従業員が辞めてしまうということも起こりえます。労働者の中には、トラブルを起こして使用者に対して積極的に自分を解雇するよう働きかけて自分を解雇させ解雇無効を訴えて働かずに不当に金銭を要求しようとする者、労働基準監督署に駆け込み事実と異なる会社の問題を訴えるなどと脅しをかけて不当に金銭を要求しようとする者など、悪質な労働者もいます。また、労働者のトラブルを扱って儲けようとする悪質な事件屋も存在します。

したがって、当然のことですが、従業員を雇うのは慎重に（問題のある者は過去にも色々な会社とトラブルを起こし、短い期間で転職を繰り返していたりします）、試用期間中に従業員の適正をきちんと判断する、それでも問題のある従業員が出てきてしまった場合には必要な手順を踏むことが大切です。また、従業員との雇用契約書や就業規則をきちんと作成しておくことも大切です。

雇用契約書や就業規則のチェック、問題のある従業員への対応は、弁護士に相談することをお勧めいたします。



弁護士 三好 涼子

所属：東京弁護士会

出身大学：慶應大学法学部

DREAM レクリエーション in 一道館

今年3月から新たに道場「一道館」ができたことは、『どりいむ倶楽部4月号』の代表弁護士松江仁美のコラムでご紹介させていただきました。

せっかく事務所の近くにあるので道場を活用して健康にいいことをやるうという意見のもと、毎月1回、道場でのレクリエーションが企画されることとなりました。

今回(4月末)はパーソナルトレーナーの富田さんのご指導のもと、スラックライン!簡単に説明させていただくと、スラックラインは5センチ程度の幅のベルトを渡る綱渡りのようなスポーツです。不安定なラインの上で片足でバランスを取ったり、足を交互に入れ替えて歩いたり、いったんしゃがんで立ち上がったりとこれがなかなか難しい。インナーマッスルやバランス力のみならず集中力までも鍛えられると聞いて納得です。体験する前は、小学校の体育の時間に歩いて渡った平均台と同じかな、と思っていたのですが、全然別物でした。揺れる揺れる。まさに自分の体幹はどこにいつしまったんだ、と思うくらいまくいきません。最初は補助が無いとすぐにラインから落ちてしまうほどでした。自分と同じく苦戦する他の方を見てちょっぴり安堵しつつも、中にはスイスイ進んでいく方もいてびっくりでした。

体力にはわりと自信のあった自分ですが、ラインの端からスタートし、中間地点でしゃがんで立つ、そして端まで渡りきるという最後の課題をこなす頃にはヒザはガクガク、わき腹はひきつり、全身汗だくという有様でした。そしてもちろん次の日は筋肉痛!イスから立ち上がるのがツライ!

次はどんなレクリエーションになるのか楽しみです(ちょっと不安も...)

「健全な精神は、健全な肉体に宿る」という言葉があります。お客様の夢を取り戻す一助となるために弁護士・スタッフ一同、心身ともに研鑽を積んでまいります!

ちょっと大げさかも知れませんが、...

